

# 特別区児童相談所の運営状況について

資料7

## 1 概要

	世田谷区	江戸川区	荒川区
開設年月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年7月
児童福祉司・児童心理司 配置人数	児童福祉司37名 児童心理司17名	児童福祉司44名 児童心理司21名	児童福祉司27名 児童心理司14名
一時保護所	児相と別整備 定員26名(幼児6、学齢20)	児相と一体整備 定員35名(幼児7、学齢28)	児相と一体整備 定員10名(幼児2、学齢8)
子ども家庭支援センター	児相と別整備	児相と一体型 (総合相談係が子家セン機能)	児相と一体型 (在宅支援係が子家セン機能)

## 2 相談受付件数及び一時保護人数(令和2年4月～6月)

		世田谷区	江戸川区
相談受付件数 (うち虐待相談)	4月	159件(119件)	264件(139件)
	5月	185件(158件)	336件(176件)
	6月	257件(212件)	376件(206件)
	合計	601件(489件)	976件(521件)
一時保護人数 (うち身柄通告)	4月	10人(5人)	17人(5人)
	5月	6人(2人)	12人(9人)
	6月	17人(7人)	16人(1人)
	合計	33人(14人)	45人(15人)

### 3 運営上の利点・課題等

#### 【世田谷区】

利点	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・子家と児相で虐待通告ダイヤルの一元化を実施</li><li>・子家センと共通のアセスメントシートを使用し、機能に応じた役割分担を実施</li><li>・児童の速やかな一時保護が可能</li><li>・住基、学校情報等をすぐに参照できるため、スムーズな調査が可能</li><li>・保健師や子家センを経験した職員が家庭の背景や地域資源等をよく理解した上で地域との連携がとれる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・子家センとの役割分担について、想定と異なる事態も多く発生しており、その都度の調整が必要</li><li>・児相と子家センの役割分担に応じた各々の専門性の向上に向けた人材育成</li></ul>

#### 【江戸川区】

利点	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・一時保護所の個室化、私物の持ち込み等により児童が安心して生活できる</li><li>・児童の速やかな一時保護が可能</li><li>・住基、学校情報等をすぐに参照できるため、スムーズな調査が可能</li><li>・子家部門と児相部門で受理会議や援助方針会議等を合同実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・経験の浅い職員が多い</li><li>・子家部門と児相部門の相談の振り分けが難しい</li><li>・職員の専門性向上に向けた指導・助言の強化が必要</li></ul>

#### 【荒川区】

利点	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・心理療法(PCIT等)の設備等が充実</li><li>・国基準以上の人員配置により迅速かつ丁寧なケース対応が可能</li><li>・子家部門と児相部門で受理会議や援助方針会議等を合同実施</li><li>・児童福祉司等が一時保護児童の様子を常時把握することが可能</li><li>・関係機関との距離が近く、連携が取りやすい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・経験の浅い職員が多い</li><li>・関係機関から通告以外の情報提供が多く、対応可否の判断が難しい</li><li>・所内の協議等の体制や仕組みの整備について調整が必要</li></ul>